

農林水産局関係

(第一部 テーマ1) 農林水産局の一般会計に係る財務事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>Ⅱ－1. 農林部 1－2. 農業政策課 4. －(4) 福岡市市民の森協会は設立後十数年を経て、市民団体としての実態が薄らいでおり、同協会への補助金のあり方について再検討すべきである。  (農林水産局)</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】 福岡市市民の森協会(以下「協会」という。)が展開する事業が福岡市油山市民の森に関する事業に寄与していることから、協会の設立当初より運営経費の一部として交付しているものである。補助金のあり方については、協会の必要性も含め、今後の協会のあり方について協議を進めたうえで検討を行っていくこととしている。</p>
<p>1－3. 林政課 4. －(3) (財)福岡市森と緑のまちづくり協会は、)造林推進事業の多くを、福岡市からの受託事業として実施しており、その意味では、この補助金は、福岡市にとっては本来造林推進事業費である。したがって、補助金としてではなく、造林推進事業の受託費として費目整理すべきものと考えられる。  (農林水産局)</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】 造林推進事業補助金は、委託費での支出の可能性について関係局との協議を行ってきたが、税の取扱いなどで合意に至らず、当分の間、現行の取扱いを継続することとしている。</p>
<p>「まちづくり協会」は、実質的には福岡市農林水産局の行う事業の一部署として機能しており、行政代行型の財団法人として、農林業振興施設等の管理業務について、再委託業務の発注手続などを行うなど農林水産局との分業体制となっている。公の施設の管理についての指定理者制度の導入を踏まえ、農林水産局は、このような施設管理業務の委託料の算定について、「まちづくり協会」にのみに依存するのではなく、効率性の観点からのチェック体制の見直しを図るべきである。  (農林水産局)</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】 「まちづくり協会」は、都市緑化の推進、公園等都市施設の整備・管理、森林資源の保護育成を行うことにより、緑豊かな都市づくり、都市施設機能の推進、農林業の振興等を目的に市が出資して設立された団体であり、委託料の算定については「まちづくり協会」から見積書の提出を受けこれを参考にしてきたところである。 平成18年度より指定管理者制度を導入し、維持管理業務に係る経費については、指定管理者から提示された必要経費が適正なものであるか、過去の実績等を総合的に勘案し、委託を行っている。  なお、毎年度の維持管理業務に関しては、</p>

	<p>実施計画書，事業報告書等により適正かつ円滑に実施されているか事業評価を行っている。</p>
<p>(農林業振興施設管理運営等業務委託および市営造林事業業務委託) 契約は特命随意契約であるが，締結承認のための起案書には特命随意契約とすることの理由が記載されていない。これについて，土木局や都市整備局が(財)福岡市森と緑のまちづくり協会へ業務を委託する場合の委託契約書類を参照したところ特命随意契約とすることについての理由は記載されており，農林水産局においても特命随意契約理由を記載する必要がある。</p>	<p><b>【措置済(H18.5.31通知)】</b></p> <p>特命随意契約理由の記載については，17年度から，委託締結の起案書に特命随意契約理由を詳細に記載することとした。</p>
<p>1-6. 農業施設維持課 (4) 農業施設維持課発注工事について</p> <p>福岡市は，入札参加業者の指名において地場業者(福岡市内業者)を優先させており，また，公共工事の受注を望む業者は指名業者の登録にあたり業種別，等級別(主要7業種のみ)に区分されるため，入札指名対象の業者数は限られることになる。このため，指名業者が固定化される傾向となって表れており，現状の入札制度において競争性が十分に発揮されていない要因の一つとなっていると考えられる。競争性を高めるような入札制度の導入及び運用が望まれる。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p><b>【措置済(H19.6.27通知)】</b></p> <p>平成17・18年度の登録認定において，受注機会の拡大や地場業者間の競争力の向上を図っていくための方策として，等級区分の縮小，廃止及び発注標準額の見直しを行った。</p>
<p>(工事費内訳書について) 内訳明細(細目)まで記載して提出した業者は，100社中1社であり，残りの99社は内訳明細を省略していた。このこと自体は「入札執行に関する運用基準」に反するものではないが，省略された工事費内訳書では先に挙げた不正行為の防止機能を発揮することは難しい。工事費内訳書の提出のありかたについても検討する必要があると考える。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p><b>【その他(H20.7.3通知)】</b></p> <p>入札制度改革の一つとして，平成13年8月から全ての工事を対象として予定価格の事前公表を実施したことに伴い，入札参加業者の積算能力の維持，不正行為の排除を目的として，1千万円を超える工事について工事費内訳書の提出を求めているものである。</p> <p>包括外部監査の意見に関しては，次に掲げる事項により現状のまま，対応は十分に図れるものと判断する。</p>

	<p>入札，契約の事務執行上の必要に応じて内訳明細書の提出を求めることとしており，入札参加者にもその旨周知を図っている。</p> <p>不良不適格業者の排除対策としては，業者を直接訪問し，本店機能や建設業法が遵守されているかについて重点的に調査を行っており，不備等があれば改善指導を行うとともに，入札参加資格の停止措置を講じることとしている。</p> <p>適正な履行を確保するためのダンピング受注防止策として，最低制限価格制度を設けている。</p>
<p>Ⅱ－２．水産部</p> <p>２－１．水産振興課・魚滓処理事業推進担当</p> <p>福岡市は，業者指名に際し市内業者を優先させることをその方針としているが，当該方針は市内業者数が限られる工種の場合，結果として入札参加業者を固定化することにつながっている。入札参加業者数が固定化される状況下では談合等の弊害を生じやすい。競争性を高めるような入札制度の導入及び運用が望まれる。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>【措置済(H19.6.27通知)】</p> <p>平成17・18年度の登録認定において，受注機会の拡大や地場業者間の競争力の向上を図っていくための方策として，等級区分の縮小，廃止及び発注標準額の見直しを行った。</p>
<p>２－２．漁港課</p> <p>４．－(１)－(２) 監督業務員</p> <p>管理業務員の監督を行う監督業務員の勤務場所は現場の近隣にあることから，休日等の利用者が多い場合を除き管理業務員の現場常駐を廃止し，駐車場の管理及び駐車料金減免申請書の受理等を含めて，監督業務員の巡回と遠隔操作による対応への切替を検討する必要があると考える。民間駐車場の運営形態に照らして本委託業務について業務委託仕様書を見直し，コストの低減を図るべきである。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>【その他(H20.7.3通知)】</p> <p>博多漁港駐車場(かもめ広場駐車場)は平成17年3月の福岡県西方沖地震による玄界島仮設住宅建設地となり営業を中止していたが，仮設住宅の住民の方々が平成20年3月末に帰島されることから，平成20年4月からの営業開始を予定している。</p> <p>障がい者の駐車場利用に係る減免措置の遠隔操作対応への切替については，乗車している障がい者本人を身体障害者手帳等の写真等により確認する必要があり，遠隔操作による対応では，迅速かつ正確な対応は難しいことから，管理業務員の現場常駐は必要である。コスト低減については，20年度が更新に当たる入退場口のゲート等の機器が，まだ状態が良く引き続き使用できることから，新規機</p>

	<p>材を導入するよりも、2年程度引き続きこの機器を使用することで、経費（リース料）の低減を図っている。</p>
<p>（漁港整備工事について）福岡市は、業者指名に際し市内業者を優先させることをその方針としているが、当該方針は比較的規模の大きな港湾整備工事のように市内業者が限られる工種の場合、結果として入札参加業者を固定化することにつながっている。入札参加業者数が固定化される状況下では談合等の弊害を生じやすい。競争性を高めるような入札制度の導入及び運用が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（農林水産局）</p>	<p><b>【措置済(H19.6.27通知)】</b></p> <p>平成17・18年度の登録認定において、受注機会の拡大や地場業者間の競争力の向上を図っていくための方策として、等級区分の縮小、廃止及び発注標準額の見直しを行った。</p>
<p>Ⅱ－3. 農林水産局の融資制度</p> <p>3－2. －7. 福岡市漁業協同組合貸付金</p> <p>福岡市は、福岡市漁協の経営安定と強化を図る必要から貸付を行っているが、どのような状態をもって経営安定、強化というのか、あいまいな記載となっている。このような記載では、貸付の終期が明示されたものとは言えない。貸付に際しては、終了時期が明らかとなるように貸付理由を記載する必要がある。また、10億円の貸付金額が必要とされる算定根拠は、契約に関する伺書に記載されていない。貸付金額の算定根拠を伺書に明記すべきである。</p>	<p><b>【措置済(H18.5.31通知)】</b></p> <p>貸付理由の記載については、16年度の貸付にあたっては、市漁協の財務状況や資金調達の内容を記載するとともに、貸付の終期についても自立漁協として機能できるまで支援すると明示した。</p> <p>また、10億円の算定根拠についても、漁協が総合的に事業展開をするために必要な運転資金を算定根拠とし、内訳を明記した。</p>
<p>(3)－②</p> <p>福岡市漁業協同組合貸付金10億円の貸付の必要性はないものと考えられる。福岡市は、回収時期を明示すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（農林水産局）</p>	<p><b>【その他 H21.8.3 通知】</b></p> <p>漁協経営を取り巻く環境や漁業生産高の減少、漁業就業者の減少・高齢化、魚価の低迷などに加え、近年の燃油価格高騰、昨年末からの世界的な景気の悪化などにより、厳しさを増している。</p> <p>福岡市漁協の財務状況は、事業収支ベースでみると、毎年3億円近くの赤字を計上しており、この赤字を組合員からの賦課金や海砂採取の補償金などの事業外収入により補う構図となっており、依然として厳しい経営状況</p>

	<p>が続いている。</p> <p>このような厳しい経営状況の中で、本市は市漁協からの強い要望を受けて、水産業振興の観点から毎年 10 億円の貸し付けを継続しているものである。</p> <p>監査意見を参考として、今後とも市漁協の経営状況等を的確に把握し、貸付金の終了時期等について、引き続き検討していく。</p>
<p>貸付金利率が無利息となっている理由は、伺書には「市中金利が依然として低水準で推移しているため」とされている。しかし、福岡市漁協の財政状態からは、無利息とする理由はない。利息をとることを検討すべきである。</p>	<p><b>【措置済(H18.5.31通知)】</b></p> <p>利息の徴収については、16年度の貸付にあたっては有利子での貸付とした。</p>
<p>3-2-8 福岡県漁業共同組合連合会貸付金</p> <p>昭和57年4月に貸付を開始した当初の貸付目的は、博多湾埋め立てによる海苔区画漁業権の70%消滅に伴い、県漁連の海苔共販事業手数料の減収を補填するためのものである。これが平成4年11月に福岡市漁協が設立されると、漁協の指導機関である県漁連の指導事業を継続するためと、貸付の目的が変更されている。しかし、新たに変更された目的の記載では、なぜ福岡市から県漁連に対して1億円の貸付を継続する必要があるのか、十分な説得力を持つものではない。貸付金の目的及び必要性についてより具体的に記載すべきである。</p>	<p><b>【措置済(H18.5.31通知)】</b></p> <p>貸付目的については、指摘に基づき、平成16年度の貸付に際しては、「近年の資源の減少、漁価の低迷などにより、経営状態が依然として厳しく、さらに自立漁協の確立のための指導事業強化の必要が生じており、本市沿岸漁業の振興対策及び指導力充実強化のため、支援する必要がある。」と、貸付金の目的及び必要性について具体的な記載に変更した。(なお、本貸付は平成16年度かぎりで終了した。)</p>
<p>貸付開始からすでに23年を経過しており通常であれば終了すべき時期は到来しているはずである。今なお貸付の必要性があると言い続けることは、市民の理解を得られない。「福岡市漁協が1本立ちするまで」との貸付終期の記載を改め、具体的な終期を示す必要がある。</p>	<p><b>【措置済(H18.5.31通知)】</b></p> <p>貸付終期の明記については、指摘に基づき、平成16年度の貸付に際しては、貸付終期を『福岡県漁業協同組合連合会経営改善計画』の終了年度である平成16年度まで」と具体的に明示した。(なお、本貸付は平成16年度かぎりで終了した。)</p>
<p>貸付利率が無利息となっている理由の記載も伺書にはない。伺書に記載すべきである。指導事業の継続のためという理由の</p>	<p><b>【措置済(H18.5.31通知)】</b></p> <p>利息の徴収については、指摘に基づき、県漁連と協議した結果、平成16年度の貸付に</p>

<p>みで無利息で貸付ける合理性は乏しい。県漁連から利息をとることを検討すべきである。</p>	<p>については、有利子とした。（なお、本貸付は平成16年度かぎりで終了した。）</p>
<p>3-2. -9. 福岡県漁業信用基金協会貸付金</p> <p>(3) 貸付金の終了時期及び貸付金額</p> <p>協会の財政状態及びその機能から貸付金は必要であるが、貸付開始からすでに33年を経過し、経営改善計画では、さらに平成27年まで支援時期を延長するなど回収が長期化している。福岡市は、協会の理事会の一員として、理事会に参加し、経営状況の把握を行っているが、貸付金の終了時期を明示しないままでは、市民の理解を得られない。経営改善計画とあいまって協会から貸付金の返済計画をも提出させ、福岡市は、貸付金の終了時期を明示すべきである。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>【その他 H21.8.3 通知】</p> <p>協会は、本市沿岸漁業者等、漁業関係者の資金借入を円滑にするために設置された団体である。協会の経営基盤弱体化の原因が福岡市漁業者関係分の代位弁済等にあることから、これまで国、県及び市が一体となって支援を行ってきたところである。</p> <p>協会は国の承認を得て平成13年に経営改善計画を策定し、人員整理を行うなど、最大限の経費節減に努めているが、漁業を取巻く環境は厳しく、また、低金利状態が続いていることから、保証料と有価証券運用益を主な収入源とする協会においては依然として安定した運営の確保が困難な状況にある。このため、当貸付金の終了時期については、協会の経営状況を的確に把握しながら、国及び県と協議していくこととしている。</p>
<p>また、なぜ現在3億円が必要なのかについて合理的な算出基準はない。福岡県が平成12年度に貸付金額を減額したのを受けて福岡市も平成13年度に貸付金を3億円に減額している。福岡市が独自に貸付金額の妥当性を検討する必要がある。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>【その他 H21.8.3 通知】</p> <p>協会の経営改善については、国、県及び市が一体となって支援を行っているところであり、貸付金額の算出については、協会の経営状況及び国、県との協議により算出している。なお、平成13年度以降も、貸付金額は漸次減額してきている。</p>
<p>貸付利率が無利息となっている理由の記載が、伺書にはない。利息についての考え方を伺書に記載し、従前は利息をとっていたのであるから低金利時代とはいえ利息の徴収について検討すべきである。</p>	<p>【措置済(H18.5.31 通知)】</p> <p>利息の徴収については、指摘に基づき、協会と協議した結果、17年度からの貸付にあたっては有利子とすることとした。</p>
<p>(5) その他</p> <p>福岡市は、債権保全上必要があると認められる条件（例えば欠損状態になった場合）を明確にし、当該条件に該</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>当協会は沿岸漁業者等の円滑な借入を行うために特別法により設置された法人であり、その経営安定のため、国及び県が必要に応じ</p>

<p>当すれば担保の提供を求めることを検討すべきである。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>て経営支援を行っていること及び貸付金は国債等の安全な債権で運用していることから担保は特に求めている。</p>
---	---

包括外部監査の結果に添えて提出する意見

意見	市の見解
<p>(第一部 テーマ1)</p> <p>農林水産局の一般会計に係る財務事務の執行について</p> <p>Ⅲ 福岡市の入札制度に関する意見</p> <p>指名競争入札及び公募型指名競争入札を実施するにあたっては、等級区分の廃止又は簡素化を図るなど指名要件や公募要件を緩和し、より多数の業者が入札に参加できるようにして、競争性を高めるべきである。</p> <p>(財政局)</p>	<p>平成17・18年度の登録認定において、受注機会の拡大や地場業者間の競争力の向上を図っていくための方策として、等級区分の縮小、廃止及び発注標準額の見直しを行った。【措置済(H19.6.27通知)】</p>
<p>(第一部 テーマ1)</p> <p>農林水産局の一般会計に係る財務事務の執行について</p> <p>Ⅲ 福岡市の入札制度に関する意見</p> <p>3億円以下の工事入札においても内訳明細書の提出を求めるべきである。</p> <p>(財政局)</p>	<p>入札制度改革の一つとして、平成13年8月から全ての工事を対象として予定価格の事前公表を実施したことに伴い、入札参加業者の積算能力の維持、不正行為の排除を目的として、1千万円を超える工事について工事費内訳書の提出を求めているものである。</p> <p>包括外部監査の意見に関しては、次に掲げる事項により現状のままで、対応は十分に図れるものであると判断する。</p> <p>入札、契約の事務執行上の必要に応じて内訳明細書の提出を求めることとしており、入札参加者にもその旨周知を図っている。</p> <p>不良不適格業者の排除対策としては、業者を直接訪問し、本店機能や建設業法が遵守されているかについて重点的に調査を行っており、不備等があれば改善指導を行うとともに、入札参加資格の停止措置を講ずることとしている。</p> <p>適正な履行を確保するためのダンピング受注防止策として、最低制限価格制度を設けている。</p>

<p>低入札価格調査制度と最低制限価格制度の併用を止め、低入札価格調査制度に一本化すべきである。</p> <p>(財政局)</p>	<p>最低制限価格制度は、ダンピング受注を自動的に排除し品質確保を図ることを目的としており、また、低入札価格調査制度は予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者が、当該契約の内容に適合した履行をしない恐れがあると認められるかどうかの調査を行うものである。</p> <p>公共工事の発注者としては、契約内容に適合した履行の確保及び品質確保が求められているが、最低制限価格制度と低入札価格調査制度を併用することにより、初めてそのことが達成されるものであると判断しており、現行制度については今後とも継続していく。</p>
---	--

(第二部 テーマ2-1)

中央卸売市場特別会計に係る財務事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>1. 市場課について</p> <p>1-2 負担金、補助金、交付金について</p> <p>福岡市で開催した九州地区中央卸売市場長会議開催市負担金として、市は249千円支出している。この負担金について、負担の対象となった支出項目には、情報交換会として飲食代1名8,000円×22名分等、202千円が含まれている。情報交換会のあり方について検討すべきである。</p>	<p>【措置済(H18.5.31通知)】</p> <p>平成15年度の九州地区中央卸売市場長会議において、本市より負担金のあり方等の見直しについての提案を行い、会議の年2回開催を1回とするとともに、情報交換会については、可能な限り質素なものにすることを決定した。</p> <p>また、全体的な経費削減を前提に、開催都市負担金と出席者負担金により運営することを決定した。</p>
<p>2-1. 施設使用料の徴収等について</p> <p>未納金額が多額に上る業者があり、しかるべき措置を講じ、回収を図る必要がある。</p>	<p>【措置済(H18.5.31通知)】</p> <p>施設使用料の徴収については、文書通知等により督促を強化したことで3社の滞納が解消された。また、他の滞納者は計画的納入を実施させ滞納状況の改善を図った。</p>
<p>2-2. 鮮魚卸売市場内の商品搬送設備について</p> <p>当該設備の試験的稼働の検討結果についての報告書を求めたが、当該報告書は無いとのことであった(検討経緯を記した文書</p>	<p>【措置済(H18.5.31通知)】</p> <p>当該不稼働設備は撤去費用等の問題があるため、現状での建屋利用を考え、市場協会や場内業界と協議し、現在2階部分は倉庫として使用許可を行っており、また、1階部分</p>



<p>は存在)。当該設備の試験的導入に 155 百万円を投じながら、当該設備の試験結果、不具合、卸売市場のせりや荷役の現状にあわなかった点などを検討した報告書が存在していないことは、問題である。当該不稼働設備の撤去を含め当該設備が設置された建屋の有効利用について検討すべきである。</p>	<p>については、凍結の施設の一部として活用するとともに、魚函等の保管場所として有効利用している。</p>
<p>2-3. 社団法人福岡市中央卸売市場協会との関係について</p> <p>①特命随意契約理由の妥当性について (福岡市鮮魚市場市場施設管理等業務委託契約は、)市場施設管理等業務に含まれる多くの業務を一括した契約であるため委託金額が 210 百万円と大きく、このうち多くの業務が、「市場協会」から民間のビル管理会社に再委託されている。したがって、「市場協会」への特命随意契約による委託料の積算において再委託先の選考及び再委託料の算定が重要な要素となり、その決定にあたり透明性が求められる。</p>	<p>【措置済(H18.5.31通知)】</p> <p>「市場協会」における再委託先及び再委託料の決定については、公募型プロポーザル方式により募集を行い、「市場協会」の組織する運営管理専門委員会(市場代表4名、市3名)で審査し、業者を選定しているため、競争性及び透明性は確保できていると考えるが、次回の再委託先の選考も広く企業を募集するように指導し、委託料の積算において、より透明性を高めた。</p>
<p>② 委託料の積算方法について (労務費の単価について)</p> <p>労務費の単価は、(財)経済調査会出版の「月刊積算資料」の類似労務単価を採用している。平成10年度的设计書と平成14年度的设计書を比較したところ、多くの業務で積算単価が同額であり、変更されていなかった。「市場協会」での再委託契約の更新時に合わせ積算単価の見直しを行う必要がある。</p>	<p>【措置済(H18.5.31通知)】</p> <p>委託業務の積算単価については、これまでも市の共通積算単価の改定等に伴い設計単価の見直しを行っているが、今後も「市場協会」における再委託契約の更新時に設計単価を見直し、より適正な設計積算を行うこととした。</p>
<p>(必要人員数の妥当性について)</p> <p>多くの業務で必要人員数は、当初の積算において民間業者から入手した見積書をもとに設定されている。各業務の必要人員数の実績を把握して、「市場協会」での再委託契約の更新時に合わせ積算の見直しを行う必要がある。</p>	<p>【措置済(H18.5.31通知)】</p> <p>業務の必要人員数は、これまでも必要に応じた見直しを行っているが、今後も業務の実態に応じた必要人員の把握に努め、「市場協会」における再委託契約の更新時に見直しを行い、より適正な設計積算を行うこととした。</p>
<p>③ 委託契約手続きについて 特命随意契約に競争性が働かないこと</p>	<p>【措置済(H18.5.31通知)】</p> <p>今後の特命随意契約において、委託業務の</p>

<p>に鑑みると、追加（委託）業務分については、従来からの業務内容分と切り離して捉え、契約増金額が追加業務の設計金額を超えないよう契約金額を決定する必要がある。</p>	<p>追加分を合わせて契約する場合は、契約増金額が追加業務の設計金額を超えないように予定価格を設定し契約金額を決定することとした。</p>
<p>④ 再委託契約について</p> <p>公募型プロポーザル方式の趣旨から再委託契約は、広く企業を募集し競争性及び透明性を高める必要がある。また、透明性を高めるにあたって福岡市は、「市場協会」が再委託契約の内容をその事業報告書等に記載するよう指導すべきである。</p>	<p>【措置済(H18.5.31通知)】</p> <p>次回、「市場協会」による公募型プロポーザル方式の業者選定にあたっては、広く企業を募集し競争性を高めるよう指導した。</p> <p>また、「市場協会」の平成16年度総会議案において、平成15年度事業報告書に福岡市の受託事業の実施として再委託について記載され、事務局からの説明も行われた。</p>
<p>Ⅱ-3. 青果市場について</p> <p>3-1. 施設使用料の徴収等について</p> <p>他の施設利用者に対する施設使用料等の滞納状況は1社597千円(平成15年3月末現在)である。回収に留意する必要がある。</p>	<p>【措置済(H18.5.31通知)】</p> <p>平成14年度における施設使用料等の滞納については、現在分割納入中であり、平成17年1月末現在では、残額72,440円となっている。</p> <p>今後も業者に対し納入を励行させ、今年度中に完納できるよう指導しており、今年度中に完納する予定である。</p>
<p>3-2 完納奨励金について</p> <p>特別完納奨励金の承認について減額の方 向で検討する必要がある。  (農林水産局)</p>	<p>【その他(H20.7.3通知)】</p> <p>完納奨励金は売買代金の早期支払を即すため、卸売業者からの承認申請で、福岡市業務条例第69条第3項の規定により承認しているものである。</p> <p>特別完納奨励金は、組合運営に寄与しているため、減額していくことは、組合の運営に関わる重大な問題であり、強いては市場取引の根幹となる決済機能である代払い制度に支障をきたし、買受代金の期限内完納が危惧されるので、福岡市としては、特別完納奨励金の承認については、減額の方 向で検討しないものである。</p> <p>ただし、卸売業者に対し監査指摘の趣旨は周知し、卸売業者において完納奨励金のあり方について検討することを指導していく。</p>
<p>3-3. 仲卸業者が卸売会社以外から買入 れる場合の市長許可について (2)</p>	<p>【その他(H20.7.3通知)】</p> <p>改正された福岡市中央卸売市場業務条例第55条第2項では、「仲卸業者は、その許可に</p>

具体的な取引実態は、福岡市においても把握されていない。福岡市中央卸売市場業務条例第 55 条（仲卸業者の業務の規制）では、仲卸会社は、卸売会社以外から買い入れを行ってはならないことになっているが、現実には、仲卸会社は、卸売会社以外からの多額の買い入れを行っていることが推測される。条例上は、このような買い入れについて、許可申請が必要と記されているが、許可申請は、ほとんど行われていない状況にある。福岡市は、卸売会社以外からの買い入れが多額に上っていると推測される仲卸業者について、取引実態を把握する必要がある。

（農林水産局）

係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない」と規定している。

仲卸業者の経営については、流通構造の変化や消費者ニーズの多様化に対応するため多種多様の品揃えが必要であり、多角的な営業活動を行っている業者も少なくない。そのため、仲卸業者の仕入高の中には、その許可に係る市場内での取引以外に、市場外で仕入れた商品を市場外で販売する市場外流通取引等も含まれている。

同条例第 2 項のただし書きにおいては、「仲卸業者が卸売業者からの買い入れが困難なものを卸売業者以外から買い入れて市場内で販売する場合は、許可を受けていること」と規定している。これについて鮮魚市場においては卸売業者が集荷困難な特殊な魚種について一部申請に基づき許可している例があるが、青果部市場においては、場内販売物品で卸売業者が集荷困難なものはないことから許可申請はあっていない。

このような状況下において、仲卸業者から提出される事業報告書の記載内容から市場内での取引にかかる分だけを把握することや、仲卸売場におけるすべての販売物品について卸売業者以外からの買い入れ物品かどうかを判定することは、現実的に困難であり、かりに把握しようとするれば多大な労力と経費がかかる。

また、市場の維持管理運営に係る経費については、卸売業者が面積割の売場使用料（155 円／ $\text{m}^2$ ・月）と卸売金額割の市場使用料（卸売金額の 3／1000）の 2 種類で負担しているのに対して、仲卸業者は、市場内で卸売業者から買い入れた物品を対象に営業することを前提に面積割の売場使用料（690 円／ $\text{m}^2$ ・月）の 1 種類にまとめたかたちで負担している。

かりに仲卸業者から売上高に係る使用料を徴収しようとするれば、売上高割と面積割の 2

	<p>種類の使用料に分ける必要があり、その場合は、現行の面積割の使用料額から売上高割分を差し引かざるを得ず、中央卸売市場特別会計としては、収入増にはならずむしろ支出増となってしまう。</p> <p>従って、指摘事項については実現可能性及び費用対効果の面からも困難であり、また、市にとってメリットが無いことから非措置とするもの。</p>
<p>3-4 西部市場南側倉庫の転貸について  (西部市場南側倉庫)は、福岡市が、卸売業者(大同青果(株))に賃貸したものであるが、冷蔵庫に改築したうえ仲卸業者及び低温倉庫組合に転貸されている。当該転貸について転貸許可はなされていない。改善を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(農林水産局)</p>	<p><b>【その他 (H20.7.3 通知)】</b></p> <p>市場流通の過程では、商品の鮮度保持のため、コールドチェーンの確保が求められており、市場においては、冷蔵施設の充実は不可欠である。</p> <p>当該倉庫については、当初、開設者が倉庫として建設し、卸売業者に貸していたものであるが、定温流通が急速に増大したことにより冷蔵庫の必要性が増し、仲卸等の関係業者からの設置の要望を受け、卸売業者と関係業者との協議の結果、倉庫を定温冷蔵庫に改修し、仲卸・小売業者に貸すこととした。</p> <p>現在、当該定温冷蔵庫は卸売業者が管理運営(メンテナンス及びそれにかかる費用負担)を行い冷蔵庫業の役割を果たしている。</p> <p>現在の状況、過去からの経緯をふまえ卸売業者へ引き続き賃貸していくもの。</p>
<p>3-5. 西部市場塵芥搬出業務委託について  (2)</p> <p>平成14年度西部市場塵芥搬出業務委託(業務委託料10,018千円)の契約内容及び支払手続について検討した。検査の結果、当初の契約額どおりの定額をもって支払っている。現在、塵芥処理業者と交渉中とのことであるが、従量制による支払契約に是正する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(農林水産局)</p>	<p><b>【措置済(H19.6.27 通知)】</b></p> <p>従量制の実施にあたって、西部市場においてはゴミ袋の規格が70リットルと50リットルの2種類があり、従量制にするためには、50リットル規格に統一する必要がある。(環境局が定めた料金が50リットルまで217円/袋(H18.6.1~))</p> <p>このことについて、塵芥搬出業者及び市場関係業界と協議を重ねた結果、平成17年10月から50リットル袋の1種類に統一した。</p> <p>また委託料の支払については、ゴミ袋の規格を50リットルに統一したことを受け、平成18年4月から、従来の定額支払い(総量制)から搬出ゴミ袋数の実績による単価契約に変</p>

	更し、従量制による支払契約とした。
4-2-1. 水産部市場金融資金について 水産部金融資金制度は、市場取引代金の決済資金の融資を目的とするが、実際には長期資金として利用されている。福岡市は、制度目的に即した運用がなされるよう指導する必要がある。	【措置済(H18.5.31通知)】 監査で判明した時点で直ちに、水産物部金融資金の融資業務を行っている取引代金の代払機関に対して、同要綱に基づく適正な融資業務を行うよう指導した。さらに、制度目的に即した適正な運用がなされるよう改めて文書により指導を行い、月例報告書の様式を変更し確認を十分に行うこととした。

(第二部 テーマ2-2)

臨海市場特別会計に係る財務事務の執行について

監査の結果	措置の状況
6-3. 臨海市場の集荷機能における特性 巨費を投じて臨海市場を整備した以上、福岡市、卸売会社が一体となって、臨海市場を利用する生産者の増加策を検討すべきである。	【措置済(H18.5.31通知)】 臨海市場への出荷を促進するため、平成15年度に輸入肉買付金融資金と集荷基盤確保預託金を集荷対策金融資金に一本化した。平成16年度は、集荷対策金融資金の直接融資の枠を広げ、また、素牛導入資金として活用できるようにするなど、卸売業者が活用しやすいように融資条件を変更したことなどにより、成牛の出荷頭数が増加し、当初の目標頭数を1割程度上回っている。 また、豚は当初の目標頭数を1割程度下回っているが、総取扱高は当初の目標であった153億円を上回る見込みである。
6-4. 臨海市場の分荷機能における特性 巨費を投じて臨海市場を整備した以上、福岡市、卸売会社が一体となって、臨海市場を利用する売買参加者の増加策を検討すべきである。	【措置済(H18.5.31通知)】 売買参加者を増加させるため、業界団体等の市場見学者に対して、臨海市場が衛生的かつ安全で高品質な食肉を提供することができる最新の施設であることをPRし、また、卸売業者による積極的な売買参加者の獲得活動の実施により、売買参加者は、平成17年1月末現在で186人となっており、これは、平成16年1月現在の食肉中央卸売市場10市場の売買参加者数の平均187人とほぼ同数である。
6-6. 臨海市場における特性(まとめ) 全国的な趨勢として食肉の市場経由率が非常に低い水準にあるなか、臨海市場でも	【措置済(H18.5.31通知)】 集荷については、新規出荷者の獲得や集荷対策金融資金、安定集荷対策事業補助金の活

<p>集荷機能面において、市場外流通及び大消費地の市場との競合の結果、集荷先が特定地域に偏在しており、取扱高が少なく、十分な品揃えができない状況にある。</p> <p>分荷機能面において小規模売買参加者の利用促進は進んだものの、全体としての売買参加者数が十分確保されているとはいえない。また売買参加者のうち 25%は市場を利用していない状況にある。また価格形成機能面において、集荷機能面で指摘した品揃機能の不十分さもあって、建値形成できない品種・等級の食肉が存在している状況にある。十分な購買力をもった売買参加者の市場利用が進んでいないため、特に高級和牛（ブランド牛含む）の価格形成機能が弱くなっている。臨海市場では中央卸売市場として求められる集荷・分荷機能及び価格形成機能において、以上のような特性が認められる。臨海市場はこれらの機能（集荷・分荷機能及び価格形成機能）改善に積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>用等により増加しており、また、高級和牛については、肥育地である糸島や壱岐の出荷者に対して集荷対策金融資金の貸付を行うことで着実に増加している。</p> <p>売買参加者についても着実に増加し、食肉中央卸売市場 10 市場の平均数まで増加しており、大手売買参加者の獲得にも成功している。</p>
<p>2. 市場使用料の規則による設定額について</p> <p>生産施設使用料について、規則決定額をなぜ 0 円としたのかについての理由を明示した書類がないことは改善すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（農林水産局）</p>	<p><b>【その他（H20.7.3 通知）】</b></p> <p>臨海市場の生産施設使用料については、旧食肉市場から現地へ移転・整備する際に、卸売業者が市場の管理運営を行うことを定めた自主管理運営基本方針を作成しており、この方針の中で、生産施設使用料については無償とすることを定めている。これに伴い、当該使用料を無償とする旨を定めた業務条例施行規則の一部改正について方針決定がなされたもの。</p>
<p>3. 市場使用料の市長減免について</p> <p>臨海市場の取扱高は、目標取扱高を下回っており、当初の目論見どおり卸売会社に市場使用料を負担させることができるのか懸念される状況となっている。予定どおり、市場使用料の増額を行うことができるかは、臨海市場の今後の取扱高の増加如何による。福岡市は、最新設備の有効活用のため卸売会社とともに市場活性化を図る具体</p>	<p><b>【措置済（H18.5.31 通知）】</b></p> <p>臨海市場の取扱高については、平成 13 年度は B S E の影響で 108 億円（目標額の 76%）と大幅に減少したが、平成 14 年度は 121 億円（同 84%）、平成 15 年度は 130 億円（同 87%）と、目標額には達していないものの順調に増加しており、平成 16 年度は 1 月末現在で 133 億円となっており、最終的には目標額である 153 億円を上まわる見込みである。</p>

<p>的方策を検討する必要がある。</p>	<p>このことから、市場使用料については、平成16年度は計画通りの2分の1の額で徴収しており、平成17年度以降も計画通り全額徴収していく。</p> <p>活性化の取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨海市場が衛生的かつ安全安心の高品質な食肉を提供する最新の施設であることのPR</li> <li>・消費者や生産者との連携（流通業界や出荷者との懇談会の実施）</li> <li>・安定集荷対策事業による助成</li> <li>・集荷対策金融資金の活用</li> </ul>
<p>4. 売上高使用料率について</p> <p>0.5%から0.3%の減率は、前述と同様、政策的理由から止むを得ないが、市場活性化を図る具体的方策を検討する必要がある。</p>	<p><b>【措置済(H18.5.31通知)】</b></p> <p>臨海市場の取扱高については、平成13年度はBSEの影響で108億円（目標額の76%）と大幅に減少したが、平成14年度は121億円（同84%）、平成15年度は130億円（同87%）と、目標額には達していないものの順調に増加しており、平成16年度は1月末現在で133億円となっている。さらに、下記の取り組みを行うこととし、最終的には目標額である153億円を上まわる見込みである。</p> <p>活性化の取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨海市場が衛生的かつ安全安心の高品質な食肉を提供する最新の施設であることのPR</li> <li>・消費者や生産者との連携（流通業界や出荷者との懇談会の実施）</li> <li>・安定集荷対策事業による助成</li> <li>・集荷対策金融資金の活用</li> </ul>
<p>9. 金融資金予算枠の未執行部分について</p> <p>今後の融資執行見込額が伸びないようであれば、実態に合わせた予算額の設定をすべきである。</p>	<p><b>【措置済(H18.5.31通知)】</b></p> <p>平成15年度に輸入肉買付金融資金と集荷基盤確保預託金を一本化し、集荷対策金融資金として制度を変更した。平成16年度には直接融資の枠を広げ、また、素牛導入資金として活用できるようにするなど、卸売業者が活用しやすいように融資条件を変更した。</p> <p>このことにより、集荷対策金融資金の執行率は、平成14年度に43%であったものが、平成15年度は47%、平成16年度には91%と</p>

	なっている。
--	--------

包括外部監査の結果に添えて提出する意見

意見	市の見解
<p>Ⅲ 施設整備と食肉流通に関する意見</p> <p>社会のニーズに応えるため巨額を投じて建設される施設を有効に利用するため、各地に同様の施設を建設するのではなく、広域化行政の観点から、国及び近隣の県レベルで食肉流通経路の再編を検討し、高機能施設がさらに有効利用されることが望まれる。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>国及び近隣の県レベルでの食肉流通経路の再編（市場の統合等）について協議したが、現段階では国及び県において市場再編の動きがないことから、特段の措置は行わない。</p> <p>また、本市としても、市域外の市場等との統合は本市の財政負担が増加することから、統合・再編については検討しないこととしている。</p> <p>なお、施設の有効利用については、現在、卸売業者と共同で進めている機能高度化事業等により、集荷を促進し、市場の活性化を図っていく。</p>

(第三部 テーマ3)

財団法人福岡市水産加工公社の出納その他の事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>1. 福岡市の支出する福岡市水産加工公社事業補助金について</p> <p>最近の環境保護への関心の高まりから廃棄物の適正処理は市民の注目するところとなり、多くの廃棄物は、排出者がその処理コスト（運搬コストを含む）を全額負担し、適正に処理することが原則となっている。</p> <p>魚滓についても、廃棄物として位置付けられた以上、同様に排出者負担が原則である。平成10年に魚滓の位置付けが廃棄物に変更されてから5年が経過しているが、今なお、魚滓については、排出者は処理コスト（運搬コストは負担している）を負担していない。</p> <p>他の廃棄物の排出者との公平性の観点から、魚滓についても排出者に処理コストを負担させ、補助金の削減を図るべきである。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>廃棄物行政は、廃棄物の処理費用や環境への負荷が大きな問題となっており、今後は、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進が強く求められている。</p> <p>魚滓は、水分を多く含みすぐに腐敗するという性質から取り扱いが困難なものであり、処理を誤ると公害問題を引き起こすおそれのある廃棄物であるが、適正な処理を行えば、魚粉・魚油等の製品に再資源化することができ、その製品は有価で市場取引される貴重な資源である。</p> <p>このように、魚滓は適正な処理をしなければ廃棄物となるが、適正に再資源化処理すると有価物にも転化する有用性を併せ持つという二面的性質を有している点で、焼却処分されるだけの一般のゴミとは大きく異なっている。</p>



	<p>公社の魚滓処理事業は、ゴミとして燃やすより経済的に有利で環境的にも負荷の少ない優れた処理方式で、市全体としても経費が削減されることから、魚滓の無料受入を継続する。</p> <p>このことは、魚滓のリサイクルを推進し、搬入量が増加すれば処理コストが低減し、市から公社へ交付している補助金の減額にも効果を及ぼす。</p>
<p>2. 福岡市の支出する魚滓再資源化推進事業補助金について</p> <p>有価物から廃棄物への制度改正時に小規模排出者の経済的負担増加の緩和措置として、収集運搬経費について補助金が支出されることについて、当面の措置としてはともかく、公平性の観点から長期にわたり継続することは問題である。また、不法投棄防止の観点から助成をしないと不法投棄が増加するとの問題については、家電をはじめ、他の有料の廃棄物処理についても同じことである。制度変更時の経済的負担の増加に際して、不法投棄問題が懸念されこれを防止するために補助金を支出することについて、当面の措置としてはともかく、長期にわたり継続することは問題である。以上の観点から当該補助金（魚滓再資源化推進事業補助金）の段階的削減を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（農林水産局）</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>近年、国においては「循環型社会形成推進基本法」や「食品リサイクル法」等を制定し、再生資源（廃棄物でリサイクルできるもの）の利活用の推進を図っている。廃棄物のリサイクルは、排出源による性状や排出量が異なり、夾雑物が混入しているとリサイクル原料として使用できない場合があり排出者の分別が必要不可欠である。</p> <p>魚滓の排出者は、魚粉の原料となる魚のアラ（頭、骨、内臓等）のみを厳選するなど細かな分別作業や鮮度維持のための水切り等を行っている。リサイクルの推進に積極的に取り組むことは、廃棄物の抑制につながり、処分経費や清掃工場及び最終処分場の建設費等を考慮すると、本市の経費削減につながるものである。</p> <p>平成17年度からはリサイクルを推進するための奨励金として位置付けし、平成18年度より補助金は水産加工公社で支出している。</p> <p>（変更前）魚滓再資源化推進事業補助金 （変更後）水産バイオマス利活用・集荷推進奨励金</p> <p style="text-align: center;">※バイオマス＝生物由来の有機性資源</p>
<p>3. 公社の支出する安定集荷助成金について</p> <p>廃棄物の処理コストは、排出者負担が原則であり公平性の観点から問題である。当</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>近年、国及び地方自治体において再生資源のリサイクルの推進が図られるところである。</p>

該助成金（安定集荷助成金）の段階的削減を検討すべきである。

（農林水産局）

鮮魚店や魚の加工業者から排出される魚滓は、事業系廃棄物に分類されるが、単に焼却するのではなく、排出者が魚のアラ以外の混入物を取り除き、腐敗を防ぐための保冷を行うなど適切な選別及び保管を行い、公社へ搬入することにより、再利用可能な資源となる。

また、公社が行う事業は、魚粉の原料である魚滓の搬入量が魚粉の販売量に比例するため、魚滓を排出する事業者のリサイクルを推進し、公社の搬入量を増加させることが経営安定化対策となる。

これらのことから、魚滓の排出者に対しては、リサイクルを推進するため、魚滓再資源化推進事業補助金を交付してきたところである。

平成 18 年より水産バイオマス利活用・集荷推進奨励金として集荷奨励金に統合し公社にて支出している。

（変更前）安定集荷助成金

（変更後）水産バイオマス利活用・集荷推進奨励金（H18～）

4. 公社の福岡魚滓処理対策協議会からの魚滓共同処理受託収入について

（3）魚滓共同処理受託収入の問題点

1 市町あたりの処理コスト負担が公社の収支赤字に対して低すぎる。受託料は、平成 10 年度の公社の収支不足を魚滓の処理量で除した単価 4.97 円/kg に協議会全体年間魚滓排出量を乗じて算定されている。平成 10 年度以降の受託料の算定において、単価 4.97 円/kg はそのまま据え置かれている。この単価を平成 14 年度の公社の収支実績（新魚滓処理施設整備事業経費を除く）で算定すれば、15.02 円/kg である。約 3 倍のコスト負担を他都市に依頼してよいはずである。他都市に応分のコスト負担を求める必要がある。

（農林水産局）

【措置済(H19.6.27 通知)】

平成 18 年度から公社の運営経費を基に、処理単価を算出することとし、負担金額を見直した。

<p>5. その他の監査項目について  (退職給与引当金について) 公社の固有職員7名分、31,824千円が計上されていない。計上すべきである。  (農林水産局)</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】  退職給与引当金は、過去(昭和49.51.52.54年度)黒字がでたときに積み立てていたが、昭和55年度以降、市から公社に対して収支差額を補助するようになってから退職給与引当金は計上していない。  公社職員の退職金は、公社職員が退職する年度に予算を計上しており、退職金の積み立てを毎年行わなくても、公社会計には支障が生じない。</p>
---	---

包括外部監査の結果に添えて提出する意見

意見	市の見解
<p>Ⅲ 新魚滓処理施設整備事業に関する意見  (2)ーア. 魚滓を廃棄物と位置付けた以上、排出者に魚滓処理コストを負担させるべきである。  排出者に対し魚滓処理コストの負担を求め、他自治体に対しては魚滓処理コストの負担増額を要請すべきである。  (農林水産局)</p>	<p>公社の魚滓処理事業は、魚滓というバイオマス資源から有用物である魚粉(飼料原料)等を製造するなど、生ゴミとして焼却処分するよりも環境的・経済的に有利な処理方式で、悪臭等の公害防止、市民生活の環境保全、水産物の終末処理としての水産業振興などに寄与しており、今後とも、循環型社会の形成に向けて推進していかなければならない事業である。  また、魚滓は、適正な処理をしなければ廃棄物となるが、適正に再資源化処理すると有用物にも転化する有用性を併せ持つという二面的性質を有している点で、焼却処分されるだけの一般のゴミとは大きく異なっている。  従って、排出者に対しては、魚滓の異物混入防止、品質維持、安定集荷の面から無料受入及び水産バイオマス利活用・集荷奨励金を支出し、インセンティブを与えて魚滓の利活用を図っている。他自治体に対しては、処理の負担単価を増額した。</p>
<p>排出者の処理コスト負担について明らかにし、収支計画に織り込む必要がある。  (農林水産局)</p>	<p>公社では、工場操業経費、公害防止経費、人件費等の固定経費が大きなウェイトを占めている。  魚滓は、再資源化処理されて魚粉等の有用物として販売されており、魚滓搬入量は魚粉製造量に比例するため、搬入量の増加は公社</p>

	<p>の経営改善に繋がる。</p> <p>魚滓処理事業を安定的に行うためには、一定の魚滓搬入量の確保と集荷拡大が必要で、排出者に対して、異物混入防止、品質保持、安定集荷の面から無料受入及び水産バイオマス利活用・集荷推進奨励金を支出するという経済的な奨励策を示し、搬入量の増大を図ることにより処理コストの低減を進める。</p>
<p>魚滓処理事業は廃棄物処理事業であり、福岡市の廃棄物処理行政を所管している環境局の事業として位置づけるべきである。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>魚滓処理事業は、福岡市及び周辺市外 24 市町において発生する魚滓の再生・利活用を目的としており、製造された魚粉等の製品は、飼料や肥料として使用されるなど農山村の振興に貢献するとともに水産物の円滑な流通を支え漁村の振興にも貢献している。</p> <p>このように、魚滓は漁業から農畜産業の分野で循環する資源であり、農林水産業の振興に大きく寄与している。</p> <p>なお、魚滓処理事業は、魚粉等の製造、販売という経済活動を伴うため、市は公社を設立し、公社は専用の魚滓処理施設である水産加工センターを建設し、魚滓の無公害処理を行っている。</p> <p>公社は、魚粉等に関して長年の販売ノウハウを有しており、円滑な販売行為ができるとともに運転に関しても熟知しており、効率的な運営ができる。</p>
<p>事業主体について福岡市環境局の直営事業とすべきである。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>魚滓は水産物の流通・加工・消費の段階で発生し、魚滓処理事業は水産物の終末処理を適正に行うことにより、漁業生産を促進し水産業の振興に寄与していることから、農林水産局が所管するのが適当と考える。</p> <p>また、市直営の場合、為替相場等によって上下する魚粉等を販売し、その収入から経費を支出するという商行為を行うことが自治体になじまないこと、広域共同処理を行っている市外市町排出の魚滓処理手続き（地方自治法上の事務委託）が煩雑になること等を考えれば適当でない。</p>

<p>(水産加工センターの) 運営主体を決めてから工事の進行を図るべきである。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>【措置済(H19.6.27通知)】</p> <p>平成14年1月の魚滓処理施設再整備事業の基本方針に基づき、水産加工センターを建設した。平成17年3月完成。</p>
--	---

(第四部 テーマ4)

財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会の出納その他の事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>Ⅲ－1. 農林水産局関係</p> <p>1－1. 森林整備保全</p> <p>(2)－④</p> <p>(福岡市から「まちづくり協会」へ交付される造林推進事業)補助金は、福岡市が行う造林推進事業のための人件費及び事務費を補助するもので、福岡市にとって当該支出は、補助金というよりも造林推進事業委託費として整理されるべきものと考えられる。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>【その他(H20.7.3通知)】</p> <p>造林推進事業補助金は、委託費での支出の可能性について関係局との協議を行ってきたが、税の取扱いなどで合意に至らず、当分の間、現行の取扱いを継続することとしている。</p>
<p>1－2. 花畑園芸公園</p> <p>ア. 平成14年度花畑園芸公園清掃業務委託</p> <p>予定価格を下回る入札がなく再入札を行う場合、予定価格を明示しないと、また予定金額を上回る金額で応札する業者が多く、結局入札を数回繰り返しても入札業者間の競争性の確保は期待できない。このような場合は、予定価格を明示し、当該金額で応札可能か否か入札参加業者に示し、不可能であれば他業者を指名追加するなどして入札参加業者数を拡大する等の手段を検討する必要がある。</p>	<p>【措置済(H18.5.31通知)】</p> <p>予定価格の明示については、財政局の要領改正通知(平成16年1月)により、清掃、人的警備業務等委託及び機械警備業務委託については、予定価格を事前公表できるようになったことから、平成16年度より清掃及び警備について、予定価格並びに最低制限価格の事前公表を行うこととした。</p>
<p>イ. 平成14年度花畑園芸公園樹木及び芝生等管理業務委託</p> <p>(予定価格を下回る入札がなく再入札を行う場合) 予定価格を明示しないと、また予定金額を上回る金額で応札する業者が多</p>	<p>【その他(H20.7.3通知)】</p> <p>財政局の要領改正通知(平成16年1月)により、清掃、人的警備業務等委託及び機械警備業務委託については、予定価格を事前公表できるようになったが、樹木及び芝生等管理</p>

<p>く、結局入札を数回繰り返しても入札業者間の競争性の確保は期待できない。このような場合は、予定価格を明示し、当該金額で応札可能か否か入札参加業者に示し、不可能であれば他業者を指名追加するなどして入札参加業者数を拡大する等の手段を講じる必要がある。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>業務委託については予定価格の事前公表ができない。</p> <p>平成 17 年度より、競争性の確保を図るため、現場説明等において入札参加者に対し、前年度の落札額を参考に教えることにより、さらに適正な入札を行うこととしている。</p>
<p>ウ.平成 14 年度花畑園芸公園園芸センター映像・音響及び調光保守点検業務委託 (フルーツシアターの) 次回の設備更新時には市販品を利用した映像ソフト面で汎用性の高いものとするべきである。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>【その他 (H20. 7. 3 通知)】</p> <p>当面の間は、現在の設備・ソフトを使用し、園芸知識の普及を図る。次回の設備更新時には、経済性を考慮しながら、市販品を利用した汎用性があるソフト導入を検討していく。</p>
<p>エ.平成 14 年度花畑園芸公園樹木及び芝生等管理業務委託</p> <p>「市民の森協会」が提供する利便提供事業が市民にとって必要なものであるならば、その事業に対して直接補助金を支出すべきであって、現状のように「市民の森協会」が、「まちづくり協会」との特命随意契約による受託業務を実施することで得られる利益を財源として、市民に対する利便提供事業の実行を確保する手法は透明性に欠けるものであり検討を要する。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>【その他 (H20. 7. 3 通知)】</p> <p>市民の森協会への直接補助については、指定管理者制度の導入に伴うまちづくり協会の組織再編を含めた今後のあり方が検討されていることから、それに併せて市民の森協会の必要性も含め今後のあり方について協議を進めていくこととしている。</p>
<p>福岡市においても、前述した収支構造の特徴を持った「市民の森協会」について、市OBの派遣等福岡市との関係のあり方の見直しを検討するべきである。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>【その他 (H20. 7. 3 通知)】</p> <p>協会は年末年始を除いて年中無休であることから、交代制の3名職員体制は必要である。</p> <p>市OBの派遣等本市との関係のあり方については、協会の必要性も含め、今後の協会のあり方について協議を進めたうえで検討していくこととしている。</p>
<p>1-3 油山・背振牧場</p> <p>ア.平成 14 年度油山牧場草地等管理業務委託</p>	<p>【措置済 (H18. 5. 31 通知)】</p> <p>(財)福岡市森と緑のまちづくり協会に対し、発注方法の検討または特命随意契約の理由明示について善処方指導した。なお、同</p>

<p>草刈については（中略）特に施設の概要を熟知する必要はないエリアが多く、「育成組合」でなくとも支障はないものと考えられる。一般業者でも可能なエリアについて入札による発注を検討する必要がある。あるいは、実質的に「育成組合」に公益性があるから支援するとの方針であれば、その旨を特命随意契約の理由として明示する必要がある。</p>	<p>協会においては、平成 16 年度より特命随意契約の理由として、①酪農業の振興のための乳牛育成事業が本市における重要な施策であり、「育成組合」の安定した経営の維持存続が肝要であること。②「育成組合」が酪農経営基盤の確立のため、油山、背振牧場において事業主体となり、乳牛共同育成事業を実施していることなどを明示することとした。</p>
<p>イ. 14 年度油山牧場樹木管理業務委託</p> <p>当該業務は（中略）必ずしも施設概要を熟知する必要はなく「育成組合」でなくとも支障はないものと考えられる。一般業者を入れての入札を検討すべきである。あるいは、実質的に「育成組合」に公益性があるから支援するとの方針であれば、その旨を特命随意契約の理由として明示する必要がある。</p>	<p><b>【措置済 (H18. 5. 31 通知)】</b></p> <p>（財）福岡市森と緑のまちづくり協会に対し、発注方法の検討または特命随意契約の理由明示について善処方指導した。なお、同協会においては、平成 16 年度より特命随意契約の理由を明示することとした。</p>
<p>ウ. 平成 14 年度油山牧場展示家畜飼養管理業務委託</p> <p>飼料費の単価については、（中略）飼料業者等からのヒアリング等も実施することが望まれる。</p>	<p><b>【措置済 (H18. 5. 31 通知)】</b></p> <p>平成 17 年度からは、他の業者からの見積も取り寄せ単価決定の参考とすることとした。</p>
<p>エ. 平成 14 年度油山牧場展示家畜飼養管理業務委託</p> <p>福岡市は、ここで飼育されている家畜を市民と動物との触れ合いを目的とした市民向けの展示家畜（年間飼養委託費約 6,000 万円）として保有していることを現地で明示することが望まれる。</p>	<p><b>【措置済 (H18. 5. 31 通知)】</b></p> <p>（財）福岡市森と緑のまちづくり協会に対し、展示家畜の明示について善処方指導した。なお、同協会においては、平成 17 年度以降、案内板等に目的、市が保有している旨明示することとした。</p>
<p>（平成 14 年度油山牧場畜産加工研修施設運営業務委託）</p> <p>平成 14 年度の固定人件費の積算について、設計単価の根拠が不明であった。平成 15 年度については、福岡市職員係長級で積</p>	<p><b>【その他 (H20. 7. 3 通知)】</b></p> <p>固定人件費の積算については、開設当初の設計に物価上昇などを考慮して設定していた。</p> <p>平成 15 年度の設計においては、積算の根拠を明確にするなどの見直を行うため、当該業</p>

<p>算されているが、これについてもなぜそうなのか不明である。根拠を明らかにする必要がある。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>務に関する給与等を調査したが、小規模経営であり乳製品と食肉製品の製造責任者を兼任している業種が見当たらなかったため、他の委託と同様に市の給料表の適用が適切であると判断している。</p> <p>また、給料表の等級については、委託内容が乳製品製造及び食肉製品の製造であり、それぞれの分野で専門性が高く豊富な経験を必要とすることや、同業務に従事する従業員（3～4人）の指導を行うことから6級を適用することとしている。</p>
<p>1-4. 油山市民の森 ア. 平成14年度市民の森清掃業務</p> <p>業務内容は、特に特殊な清掃ではないため、入札参加業者の入れ替えが可能である。「まちづくり協会」内の他の部署では、前年度受託業者以外は全社入れ替えているところもある。「まちづくり協会」内での清掃委託先の選定方法が統一されておらず、今後は選定方法を改め、競争性を高める必要がある。</p>	<p>【措置済(H18.5.31通知)】</p> <p>(財)福岡市森と緑のまちづくり協会に対し、競争性を高める委託先選定方法について、善処方指導した。なお、同協会においては、平成15年度から前年度落札業者以外は全社入れ替え競争性を高めている。</p>
<p>イ. 平成14年度市民の森樹木保育業務</p> <p>前年度と同一の企業が落札している。入札参加企業は交代しているが、前年度と同一金額での落札であり、競争性を高める必要がある。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>【その他(H20.7.3通知)】</p> <p>平成13年度と平成14年度の落札結果は同じであるが、予定価格の範囲内であり適正な入札を行った結果によるものである。</p> <p>業者選定等を含めた入札については、福岡市指名基準等に基づき、他の同種案件と重複しないよう業者を調整するなど、より客観性、公平性及び透明性を確保したうえで実施しているため、競争性は発揮されていると判断している。</p>
<p>イ. 平成14年度市民の森樹木保育業務</p> <p>作業時間・人数等の実績については完了報告書類の提出時に確認しているとのことであるが、当該実績データを活用して次年度以降の設計の見直しに反映する必要がある。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>【その他(H20.7.3通知)】</p> <p>作業時間・人数等は、現場の形態、天候等その年の状況に左右されることが多く、実績データを設計に反映させることは困難である。</p> <p>そのため、合理的設計単価として「福岡市土木工事設計標準歩掛」を適用しているものであり、適正な算出になっているものと判断</p>



	<p>している。</p> <p>作業時間・人数等の実績については、本契約上報告の必要はないが、参考までに聞き取ったものである。</p>
<p>エ. 「市民の森協会」への委託業務</p> <p>「市民の森協会」が提供する利便提供事業が市民にとって必要なものであるならば、その事業に対して直接補助金を支出すべきであって、現状のように「市民の森協会」が「まちづくり協会」との特命随意契約による受託業務を実施することで得られる利益を財源として、市民に対する利便提供事業の実行を確保する手法は透明性に欠けるものであり検討を要する。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>【その他 (H20. 7. 3 通知)】</p> <p>市民の森協会への直接補助については、指定管理者制度の導入に伴うまちづくり協会の組織再編を含めた今後のあり方が検討されていることから、それに併せて市民の森協会の必要性も含め今後のあり方について協議を進めていくこととしている。</p>
<p>福岡市においても、前述した収支構造の特徴を持った「市民の森協会」について、市OBの派遣等福岡市との関係のあり方の見直しを検討すべきである。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>【その他 (H20. 7. 3 通知)】</p> <p>協会は年末年始を除いて年中無休であることから、交代制の3名職員体制は必要である。</p> <p>市OBの派遣等本市との関係のあり方については、協会の必要性も含め、今後の協会のあり方について協議を進めたうえで検討していくこととしている。</p>
<p>1-5 油山自然観察の森</p> <p>平成14年度福岡市油山自然観察の森自然解説指導等業務</p> <p>実際の積算は、昨年度の委託金額を各業務に分割しただけであり、日報・月報・概要書の作成といった本来諸経費区分で対応すべきと思われる業務にも金額が設定されているなど(997,880円)、積み上げ方式で算定すべきはずの積算が、最初に総額ありき(委託金額自体は平成13年度から変更されていない)とも考えられる不自然なものとなっている。委託業務</p>	<p>【措置済(H18. 5. 31 通知)】</p> <p>(財)福岡市森と緑のまちづくり協会に対し、適正な積算について善処方指導した。なお、同協会においては、設計書の作成に当たり、日報及び月報について諸経費の区分で対応するなどして、積み上げ方式で算定・積算することとした。</p>

<p>内容の積み上げによる正確な積算をすることが必要である。</p>	
<p>2-1 東平尾公園 ア. 平成 14 年度博多の森陸上競技場外清掃委託</p> <p>落札業者 1 社を中心とした入札の傾向がうかがえ、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。入札実施方法について、競争性を確保できるよう改善すべきである。</p>	<p><b>【措置済(H18.5.31通知)】</b></p> <p>本市から(財)福岡市森と緑のまちづくり協会(以下「協会」という。)に対し、包括外部監査の指摘・要望について善処方指導した。</p> <p>これを受け、協会では、平成16年度より、前年度、前々年度の指名状況を参考に他の案件と同一メンバーにならないように業者を入れ替えて選定し、より競争性を高めることとした。</p>
<p>イ. 平成 14 年度博多の森陸上競技場屋外清掃委託 ウ. 平成 14 年度博多の森テニス競技場外清掃委託 エ. 平成 14 年度博多の森球技場清掃委託 オ. 平成 14 年度博多の森球技場屋外清掃委託</p> <p>一見したところ競争性を確保しているように見えるが、結果として前年に落札した業者が翌年も落札することが多い。これまで見た委託契約も平成13年度と同一企業がほぼ同一金額で落札している。実質的な競争性が確保されているか疑問である。入札業者選定方法について改善すべきである。また、入れ替えにより選定された業者が互いを把握できないようにすることも検討する必要がある。</p>	<p><b>【措置済(H18.5.31通知)】</b></p> <p>本市から(財)福岡市森と緑のまちづくり協会(以下「協会」という。)に対し、包括外部監査の指摘・要望について善処方指導した。</p> <p>これを受け、協会では、平成16年度より、前年度、前々年度の指名状況を参考に他の案件と同一メンバーにならないように業者を入れ替えて選定し、より競争性を高めることとした。</p>
<p>カ. 平成 14 年度博多の森陸上競技場外施設管理委託</p> <p>平成 13 年度と平成 14 年度は落札した業者は異なるが金額は同一である。1 位の業者(48,300 千円)と 2 位の会社(48,825 千円)が入札金額を入れ替えているだけであり、競争性が確保されているとは認めがたい。入札実施方法について改善すべきである。</p>	<p><b>【措置済(H18.5.31通知)】</b></p> <p>本市から(財)福岡市森と緑のまちづくり協会(以下「協会」という。)に対し、包括外部監査の指摘・要望について善処方指導した。</p> <p>これを受け、協会では、平成16年度より、前年度、前々年度の指名状況を参考に他の案件と同一メンバーにならないように業者を入れ替えて選定し、より競争性を高めることとした。</p>

<p>キ. 東平尾公園常駐警備委託</p> <p>平成 14 年度において、積算金額はほぼ変わらないものの、契約金額は 3,150 千円も増額されている。これは契約先からの見積金額が、「まちづくり協会」の予定価格の範囲内であったためこのような結果となったものである。初年度の入札による競争でのコストダウン効果を減殺しており、今後、予定価格は、前年度の金額とするなど、予定価格の設定について見直しを検討すべきである。</p>	<p><b>【措置済 (H18. 5. 31 通知)】</b></p> <p>本市から (財) 福岡市森と緑のまちづくり協会 (以下「協会」という。) に対し、包括外部監査の指摘・要望について善処方指導した。</p> <p>これを受け、協会では、平成 16 年度より警備及び清掃については予定価格並びに最低制限価格を事前公表することとし、直近の契約実績なども勘案して、より適正かつ経済性を考慮した予定価格の設定に努めることとした。</p>
<p>ク. 東平尾公園便所清掃委託</p> <p>積算金額が、平成 13 年度から平成 14 年度ではほぼ変化がないが、契約金額は 625 千円増額している。これも予算の枠内であったためとのことだが、上記キ. 東平尾公園常駐警備委託と同様、予定価格の設定について見直しを検討すべきである。</p>	<p><b>【措置済 (H18. 5. 31 通知)】</b></p> <p>本市から (財) 福岡市森と緑のまちづくり協会 (以下「協会」という。) に対し、包括外部監査の指摘・要望について善処方指導した。</p> <p>これを受け、協会では、平成 16 年度より警備及び清掃については予定価格並びに最低制限価格を事前公表することとし、直近の契約実績なども勘案して、より適正かつ経済性を考慮した予定価格の設定に努めることとした。</p>
<p>3. 直営駐車場関係</p> <p>ア. 平成 14 年度香椎駐車場管理業務委託</p> <p>平成 13, 14 年度においても適正な業務が履行されている以上、問題はないのであり、もし非常識な落札価格であるとするならば、公式に調査すべきであり、平成 15 年度において、指名業者を比較的大手に変更していることや、入札参加業者数を減少させているなど、入札制度の運用方法が不透明なものとなっていることや落札業者が平成 15 年度も変わらないことに鑑みれば、低価格入札となった場合の制度の運用方法についても、透明性を高める改善策を検討すべきである。</p>	<p><b>【措置済 (H18. 5. 31 通知)】</b></p> <p>本市から (財) 福岡市森と緑のまちづくり協会 (以下「協会」という。) に対し、包括外部監査の指摘・要望について善処方指導した。</p> <p>これを受け、協会では、平成 16 年度より清掃及び警備について、予定価格並びに最低制限価格を事前公表するとともに、さらに適正な入札を行い、競争性の確保を図るため、平成 17 年度より入札参加者に対して過去の契約実績 (前年度の落札額) を伝えることとした。</p>
<p>積算単価は「まちづくり協会」職員 (比較的単価の安い職員) をベースにしているが、この点については人件費等の実態</p>	<p><b>【その他 (H20. 7. 3 通知)】</b></p> <p>本市から (財) 福岡市森と緑のまちづくり協会 (以下「協会」という。) に対し、包括</p>

<p>を調査し、委託先の民間業者が正社員ではなくアルバイト等を雇って作業することが通常となっている業務については、契約単価の積算方法を見直すことを検討すべきである。</p> <p>(都市整備局)</p>	<p>外部監査の指摘・要望について善処方指導した。</p> <p>これを受け、協会では、委託先の従事者について実態を調査したが、その結果、現在の駐車場管理業者においてはアルバイト等を従事させている業務は見当たらなかったため、協会としては契約単価の積算方法の見直しは行わないこととしている。</p> <p>なお、業務に従事する者は、警備業務実施教育の研修(15 時間以上)を実施して業務に従事させなくてはならないことを義務付け、従事者名簿等も報告させており、適正な積算単価となっている。</p>
---	--

包括外部監査の結果に添えて提出する意見

意見	市の見解
<p>IV. 指定管理者制度導入に関する意見</p> <p>1. 財団法人森と緑のまちづくり協会への導入検討</p> <p>協会は、行政代行型の外郭団体としてこれまでその役割を果たしてきたが、その業務の執行は、市のルールと同様な事務手続を要し、非効率な面もある。民間との競争となれば改善すべき点もあると考えられる。今後、市の施設の管理業務の受託にあたり、民間会社との競争となることも考えられる。指定管理者制度に向け、協会の担う役割について検討する必要がある。</p>	<p>【措置済(H18. 5. 31 通知)】</p> <p>指定管理者制度の導入に先立ち、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会(以下「協会」という。)の業務内容や組織体制等について見直すため、平成16年6月に都市整備局を中心とした関係局による「協会の見直し等に係る庁内連絡会議」を、都市整備局内に「協会見直し等検討委員会」を各々設置し、協会の存在意義の検証、業務内容の分析を行うとともに、協会も交えて業務内容及び組織の見直し等を行った。</p>
<p>農林水産局は従来からその関連施設の管理業務を協会に委託してきたが、施設管理に係る各業務の実質的な設計積算業務は協会が行っている。この点についても、指定管理者制度に向け農林水産局で行い得るよう検討する必要がある。</p> <p>(農林水産局)</p>	<p>平成18年度より指定管理者制度を導入し、維持管理業務に係る経費については、指定管理者から提示された必要経費が適正なものであるか、過去の実績等を総合的に勘案し、委託を行っている。</p> <p>なお、毎年度の維持管理業務に関しては、実施計画書、事業報告書等により適正かつ円滑に実施されているか事業評価を行っている。</p>